

# 一般財団法人世田谷トラストまちづくり例規規程

平成18年4月1日  
世トま規程第1号

## (趣 旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）における例規の種類、書式及び形式について必要な事項を定めるものとする。

## (種 類)

第2条 例規の種類は規程、規則、通達及び公告とする。

2 規程とは、財団の業務運営の基本に関する定めをいう。

3 規則とは、理事長の権限に属する業務に関する定めをいう。

4 通達とは、財団の業務運営上必要な命令又は通知をいう。

5 公告とは、財団の業務に関し一般に周知させるものをいう。

## (例規の制定)

第3条 規程は、理事会の同意を得て理事長が定める。

2 規則は理事長が定める。

3 通達は理事長が発する。

4 公告は理事長が理事長名をもって行う。

## (例規の書式及び形式)

第4条 例規の書式及び形式は、第1号様式から第3号様式までによるものとする。

## (例規の登記)

第5条 例規は登録するものとする。

2 前項の登録は、次に掲げる帳簿に登載してこれを行う。

(1) 規程原簿

(2) 規則原簿

(3) 通達原簿

(4) 公告番号簿

## 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。



第2号様式（規則）

一般財団法人世田谷トラストまちづくり——規則

平成 年 月 日  
世トま規則第 号

（———）

第1条 —————。

（———）

第2条 —————。

附 則

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

2 —————。

第3号様式（通達）

平成 年 月 日  
世トま通達第 号

殿

一般財団法人世田谷トラストまちづくり  
理事長 -----

-----について

-----に関し、次のとおり通達する。

1 -----。

2 -----。